

ウチナー民間大使活動助成事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 ウチナー民間大使活動助成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）及びウチナー民間大使設置要綱（平成元年12月7日）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 海外において文化・学術・経済等の分野で活躍している県系人及び「沖縄」をキーワードに活躍されている「ウチナー民間大使」の活動について、その活性化と促進を図るため、ウチナーネットワークの継承・発展に効果の高い活動企画について支援することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるのは、ウチナー民間大使（以下「民間大使」という。）として認証された者で、補助の対象となる事業を実施する時点において、継続的に民間大使として活動している者とする。

(補助事業の内容及び期間)

第4条 ウチナー民間大使設置要綱第2条に規定する事業及び本県との交流の架け橋として実施する事業で、民間大使が自ら実施し営利を目的としないものについて、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 事業の実施期間は、対象年度の4月から12月までとする。

(交付の対象経費及び補助率)

第5条 交付の対象経費及び補助率は、次の各号のとおりとする。

- (1) 補助率は、事業総額の3分の2以内とする。
 - (2) 補助金は、1件につき100万を上限とする。
- 2 補助対象経費は、次の各号を除く費用とする。
- (1) 飲食にかかる費用
 - (2) お土産等、贈答にかかる費用
 - (3) 他の補助事業の補助対象経費（国庫補助金や他の支援事業等）

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする民間大使（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までにウチナー民間大使活動助成事業補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の申請を受けたときは、申請書を審査し、申請に係る補助事業が適正であると認めるときは、ウチナー民間大使活動助成事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の交付の決定にあたり、知事は、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加え、又は条件を付して交付の決定をすることができる。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付決定を受けた民間大使（以下「補助事業者」）という。ただし、交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、速やかにウチナー民間大使活動助成事業補助金取下げ申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(事業内容の変更)

第9条 補助事業者が、事業内容の変更をしようとするときは、あらかじめウチナー民間大使活動助成事業補助金計画変更承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、交付を受けた事業を中止し、又は廃止しようとするときは、ウチナー民間大使活動助成事業補助金中止（廃止）申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実施状況報告)

第11条 補助事業者は、知事からの請求があれば、ウチナー民間大使活動助成事業補助金実施状況報告書（様式第6号）を作成し、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、当該事業が終了した日から1か月以内に、ウチナー民間大使

活動助成事業補助金実績報告書（様式第7号）（以下「実績報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

（交付金額の確定）

第13条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付金額を確定し、補助事業者にウチナー民間大使活動助成事業補助金確定通知書（様式第8号）を送付する。

（補助金の請求及び交付）

第14条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、前条のウチナー民間大使活動助成事業補助金確定通知書を受けた後に、ウチナー民間大使活動助成事業補助金請求書（様式第9号）を知事に提出するものとする。

2 知事は前項の請求書の内容が適正であると認めるときは、これを受け取った日の翌日から起算して30日以内に補助事業者に補助金を交付するものとする。

（立入検査）

第15条 知事は、補助金の交付手続上必要があると認めるときは、補助事業者に対し必要な書類の提出を求め、又は関係職員（その委任を受けた者を含む。）に帳簿、証拠書類、その他必要な物件を検査させることができる。

（交付決定の取消し等）

第16条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）提出書類に虚偽の記載があった場合

（2）この要綱に規定する補助金の交付要件を欠くこととなった場合。

但し、補助事業者の責に帰することができないと認められる場合を除く。

（3）不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合

（4）その他本要綱に反する場合

2 知事は、前項の取消しの決定を行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

4 第2項の返還及び前項の加算金の納付の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納

に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(帳簿等の整備、保存)

第 17 条 補助事業者は、補助金に係る事業の収支に関する状況を明らかにするために必要な帳簿及び証拠書類を備え、これらの書類を事業のすべてが完成した日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(成果の公表)

第 18 条 知事は、本要綱により補助金を交付した事業について成果を公表することができる。

2 補助事業者は、知事が行う補助事業の成果の公表に協力しなければならない。

(補 則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度交付の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度交付の補助金から適用する。